序 章

第

第

第

第1節 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にすることで市民との共働による景観づくりを進めるとともに、推進体制や本計画の運用などを示し、福岡らしい都市景観の形成に向けて取り組んで行きます。

市民の役割	市民や市民団体などは、日常生活や地域活動を通じて都市景観づくりに参加し、地域 全体で美しい街並みを守り育てる意識を持つことで、都市景観の形成に積極的に寄与 するものとします。 また、市が推進する景観づくりの施策に協力するものとします。
事業者の役割	事業者は、市民と同様に、地域社会の一員として、都市景観の形成に積極的に寄与するものとし、計画段階から都市景観への配慮を行うよう努めるものとします。 また、市が推進する景観づくりの施策に協力するものとします。
市の役割	市は、都市景観の形成を図るため、総合的な施策を実施し、実施にあたっては市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めるものとし、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めます。また、市民及び事業者の都市景観に関する知識の普及と意識の高揚を図るため、必要な措置を講じます。



序

第

5章

第2節 推進体制

景観施策を推進するにあたっては、関係部局と十分な調整を図るとともに、市民や専門家の意見を聴取する都市景観審議会、専門家の指導・助言を行う都市景観アドバイザー制度等を活用しながら進めていきます。

1. 都市景観審議会

福岡市では、豊かな自然と悠久の歴史に培われた福岡にふさわしい風格のある美しいまちづくりと市民文化の向上に資することを目的に「福岡市都市景観条例」を定め、良好な景観形成の促進に取り組んでいます。

福岡市都市景観審議会は、福岡市都市景観条例第30条の規定に基づいて設置しており、市長の諮問に応じ、都市景観の形成に関する事項を調査審議します。

2. 屋外広告物審議会

福岡市では、良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため、看板(屋外広告物)を表示・設置する際のルールとして、「福岡市屋外広告物条例」を定めています。

福岡市屋外広告物審議会は、屋外広告物の規格基準の変更や禁止地域の指定など、都市景観の形成に関する事項を調査審議します。

3. 都市景観アドバイザー制度

福岡市都市景観アドバイザー制度とは、福岡市都市景観条例第32条の規定により、行政、事業者等が共働して地域の良好な景観形成を促進していくために、地域の中核となる施設やランドマークとなる施設等で、都市デザイン、都市景観、建築意匠、緑化計画、広告デザイン等の専門家の意見を聴くことが必要と判断される事案について、都市景観アドバイザー会議を開催し、専門家による助言・指導を行っています。



福岡市民ホール



りすのこスクエア

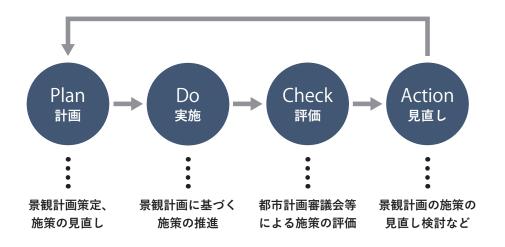
第

第

4. 景観計画の運用・施策の更新

土地利用の変化、市民意識の高まり、景観に関わる技術革新など、良好な景観の形成に関する 環境の変化を踏まえ、適宜内容を検討し、必要に応じて施策の見直し検討などを行うものとしま す。

施策の見直し等にあたっては、都市景観審議会の意見を聴きながら、計画の評価を行うPDCAのサイクルに基づき行うものとします。



<コラム> 都市景観形成基金の活用

ふるさと納税でいただいた寄付等を活用し、都市景観賞等の市民・事業者等の景観に関する意識高揚のための事業や、民間建築物の修景助成など、良好な都市景観の形成を図る施策を推進します。





目 次

用語解説	P1
届出対象となる工作物の種類 (福岡市都市景観条例施行規則第2条)	P5
届出の適用除外となる通常の管理行為 (福岡市都市景観条例施行規則第7条)	P6
マンセル表色系について(解説)	P7
福岡市の景観行政のあゆみ	P8
福岡市景観計画策定の経緯	P9

用語解説				
語句	解説・説明			
アイストップ	視覚的に人の注意を引くようなデザインや大きさの建築物等のこと。			
移転	同一敷地内で建築物等を移動すること。別敷地へ移す場合は、移転先の敷地に 対して新築又は増築となる。			
ウォーターフロント地区	国際会議や展示会などのMICE (マイス) が開催され、クルーズ船や国内外の定期旅客船が寄港するターミナルが集積する中央ふ頭・博多ふ頭を指す。			
ウォールアート	壁面をキャンパスに見立てて描かれる芸術作品。			
	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、2015 (平成27) 年9月の国連サミットで採択された、すべての人々にとってよりよく、より持続可能な未来を築くための「17の目標」のこと。			
	<sdgsについて> SDGsとは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略で、「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するために2015年の国連サミットで採択された、2030年を期限とする17の国際目標です。</sdgsについて>			
SDGs	福岡市は、多くの市民の皆さんとともに策定した「福岡市総合計画」において、 生活の質の向上と都市の成長の持続的な好循環を都市経営の基本戦略として 掲げ、経済的な成長と心豊かな暮らしのバランスがとれた持続可能な都市づく りを進めることにより、SDGsの達成に取り組んでいます。			
	SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT			
	1 ARE 2 REE 2 REE 2 REE 4 ACEC			
	7 まみまーをみなに 1 2 つくの			
	13 常教育に 14 特の音がま 15 中の音がま 15 中の音がま 15 中の音がま 16 中へでの人に 17 パーサナーシップで 図を言葉によって 17 パーサナーシップで 17 パーサー・ファイン 17 パー・ファイン 17 パ			
オープンスペース	公共空間や民間の敷地に設けられた、歩行空間や広場などの解放された空間のこと。			
屋外広告物	屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1号に規定する屋外広告物及びこれに類するものとして規則で定めたものをいう。			
改築	建築物等の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、これらの建築物等又は建築物等の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること。			
界隈性	その地域特有の一体感や雰囲気のこと。			

届出対象行為が景観形成基準に適合しない場合に行うことができるもの。	
玄界灘沿岸の海岸線と、クスノキの原生林で知られる立花山(標高367メートル)を含む国定公園。福岡(北九州市・宗像市・福津市・古賀市・福岡市・糸島市・岡垣町・新宮町・久山町)、佐賀、長崎の3県にまたがる。	
文永11年 (1274) 蒙古の襲来を受けた鎌倉幕府が、再度の来襲に備えるため、 建治2年 (1276) に博多湾の海岸線に築造した防塁。	
建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物 (以下「建築物」という) 及び工作物 (建築物を除く以下同じ) で規則で定めるものをいう。	
公園や広場のように、誰でも利用できる開かれた場所のこと。公園、広場、道路、駅、図書館、学校など、公的に整備された場所や、一般に開放されている場所が 含まれる。	
複数の交通機関(鉄道、バス、タクシー、自転車、徒歩など)が相互に接続し、乗り換えや乗り継ぎがスムーズに行えるようにする機能のこと。	
飛鳥時代から平安時代末 (7世紀後半~11世紀後半) まで現在の舞鶴公園内に 所在した外交施設。平安時代の客館の名称。	
ある場所に自然分布している種、亜種またはそれ以下の分類群。	
地域性に見合った違和感のない福岡の色彩景観をつくるため、色彩に係る検討プロセス等を解説したもの。	
視点 (観察者) 周囲のまとまりを持った領域で前景要素が介入するもの。 視点の存在する空間。	
建築物等の新築、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え又は色彩の変 更等を行う際に、当該建築物等を周辺の景観に合わせたデザインとすること。	
建築物等の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法の ものを用いて原状回復を図ること。	
人間の心を通して味わわれる景色や場面。	
心の中に思い描かれる風景やイメージのこと。	
建築物等のない土地に、新たに建築物等を建築すること。	
建築物や山の稜線などが描く輪郭線のこと。	
既存建築物等に建て増しをする、又は既存建築物等のある敷地に新たに建築 すること。	
最低地盤面(建築物又は工作物が周囲の地面と接する最低の高さにおける水平面をいう。)からの高さをいう。この場合において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、建築物又は工作物の高さに算入する。	

都市景観の形成	福岡らしさを生かした都市景観の保全、創造及び育成をいう。	
特定届出対象行為	変更命令等の対象となる行為。	
都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を 緑地、生物多様性の確保に配慮したまちづくりのための動植物の生息が 育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする都市計画法第8条に表 る地域地区。		
延べ面積	 建築基準法施行令第2条第3号に規定する「床面積」の合計。 	
パブリックアート	オープンスペースに設置される芸術作品。	
ヒューマンスケール	物や空間の大きさを人間のサイズと比較してスケールとして表すもの。	
福岡市景観計画 デザインガイドライン	届出に係る行為の制限や手続きについて解説したもの。	
福岡市基本構想	福岡市が長期的にめざす都市像を示したもので、福岡市のさまざまな計画や市政運営の基本になるとともに、市民の皆さまをはじめ、まちづくりに携わる産学官民の多くの主体と共有するもの。	
福岡市基本計画	基本構想に掲げる都市像の実現に向けた方向性をまちづくりの目標や施策として総合的・体系的に示した10年間の長期計画のこと。	
福岡市総合計画	福岡市の将来の健全な発展のために策定する総合的な計画のことで、「基本想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されたもの。	
福岡市都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針「福岡市総合計画」や県が定める「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発、保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して定めるもの。(「福岡市計画マスタープラン」より)	
福岡市みどりの基本計画	都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画のことで、みどりの将来像や目標、施策の方針などを定めた、みどり全般に関する幅広い総合計画であり、市民・企業・行政などの各主体が、みどりのまちづくりに取り組むための基本的な方針を示すもの。(「みどりの基本計画」より)	
変更命令等	 景観形成基準の形態意匠の制限に適合しない場合に、設計変更命令を行うこと。 	
見付面積	建築物等の外壁を正面から見たときの面積。	
みどり	福岡市域内における ・公園・緑地、オープンスペース、森林、農地 ・道路、商業地、住宅地、港湾・工業地、公共施設等の花や緑 ・河川・水面等それらと一体の花や緑 とする。(「みどりの基本計画」より)	
模様替	建築物等の構造・規模・性能の同一性を損なわない範囲で改造し、原状回復を 目的とせずに性能の向上を図ること。	
ランドマーク	ある地域において、象徴となるものや目印となるような特徴的な建築物等、自 然物のこと。	

届出対象となる工作物の種類(福岡市都市景観条例施行規則第2条)

届出対象となる工作物は次に掲げるものとします。

- (1) 門、へい、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 高架水槽、屋上に設置する冷却塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 記念塔その他これらに類するもの
- (5) 電波塔その他これらに類するもの
- (6) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (7) 護岸、堤防その他これらに類するもの
- (8) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (9) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (10) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
- (11) 水道、電気その他これらに類するものの供給施設
- (12) ごみ置場その他これに類するもの
- (13) その他市長が指定するもの

届出の適用除外となる通常の管理行為(福岡市都市景観条例施行規則第7条)

届出の適用除外となる通常の管理行為については、次に掲げるものとします。

<建築物>(第7条第1項、第2項)

- (1)建築物の新築、増築、改築又は移転でその行為の対象となる建築物の部分の高さが5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下であるもの
- (2)建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更でその行為の対象となる建築物の部分の高さが5メートル以下であり、かつ、外部面積の合計が10平方メートル以下であるもの

<工作物>(条例第7条第3項)

7	門、へい、垣、さく、擁壁 その他これらに類するもの	高さが2メートル以下、かつ、長さが5メートル以下
1	高架水槽、屋上に設置する冷却塔 その他これらに類するもの	高さが8メートル以下
ゥ	煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さが6メートル以下
I	記念塔その他これらに類するもの	高さが4メートル以下
オ	電波塔その他これらに類するもの	高さが10メートル以下
カ	高架道路、高架鉄道、橋りょう、 横断歩道橋その他これらに類するもの	長さが10メートル以下
+	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類するもの	高さが15メートル以下
2	駐車施設、駐輪施設、 ごみ置場・その他市長が指定するもの	高さが5メートル以下、かつ、築造面積が50平方メートル以下

<仮設>(第7条第4項)

- ・建築等又は工作物の建設等を行うため現場に設ける事務所、材料置場その他これらに類する 仮設の建築物の建築等若しくは工作物の建設等又はこれらへの広告物の設置
- ・市長が都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがないと認める行為

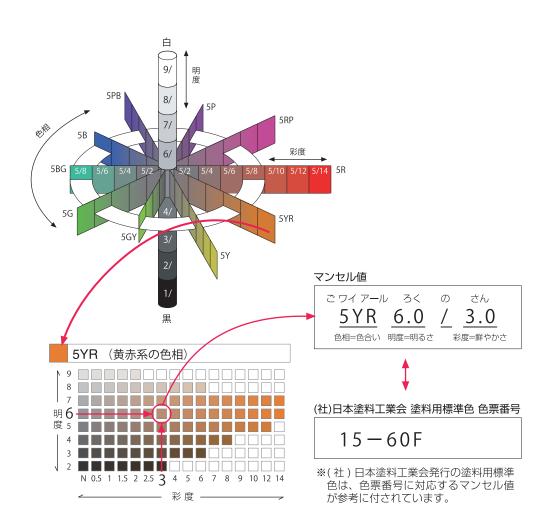
<木竹の伐採で次に掲げるもの>(第7条第5項)

- ア 高さが5メートル以下又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が0.6メートル以下の 木竹(生け垣を構成するものを除く。)の伐採
- イ 高さが1.5メートル以下、かつ、長さが10メートル以下の生け垣をなす一団の木竹の伐採

マンセル表色系について(解説)

マンセル表色系を用いた定量的な色彩基準の設定

- ・色相は、いろあいを表すもので、10種の基本色、赤(R)、黄 赤(YR)、黄(Y)、黄 緑(GY)、緑(G)、青 緑(BG)、青(BG)、青 紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)と、その段階を示す1から10までの数字を組み合わせて表記します。
- ・明度は、明るさの度合いを0から10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さくなります。
- ・彩度は、あざやかさの度合いを0 から14 程度までの数値で表し、色味の無い鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0 になります。
- ・マンセル記号は、色相、明度/彩度を組み合わせて、例えば、5YR 6.0 / 3.0 と表記します。



福岡市の景観行政のあゆみ

年	法・条例	計画等	景観形成施策
S62	福岡市都市景観条例制定		
S63.3		福岡市都市景観形成基本計画の策定	福岡市都市景観賞第1回実施
S63.12			届出制度の開始
H8.4			シーサイドももち地区を都市景観形 成地区に指定
H10.11			御供所地区を都市景観形成地区に 指定
H12.3			天神 (明治通り・渡辺通り) 地区を 都市景観形成地区に指定
H16.7	景観法制定		
H17.4			香椎副都心 (千早) 地区を都市景観 形成地区に指定
H23.3			アイランドシティ香椎照葉地区、元 岡地区を都市景観形成地区に指定
H23.5			御供所地区都市景観形成地区の景 観形成基準を変更
H23.7			はかた駅前通り地区を都市景観形成地区に指定
H24.3	福岡市都市景観条例改正 (法委任条例に移行)	福岡市景観計画策定	
H24.10			景観法に基づく届出開始
H28.3	福岡市都市景観条例改正	福岡市景観計画改定 (歴史・伝統ゾーンの追加)	
R2.3		福岡市景観計画改定 (承天寺通り地区を都 市景観形成地区に指定)	
R5.10		福岡市景観計画改定 (アイランドシティ香椎 照葉地区都市景観形成地区の区域拡大)	
R6.3		福岡市景観計画 改定(筥崎宮地区を都市 景観形成地区に指定)	
RO.O	福岡市都市景観条例 改正	福岡市景観計画 改定(福岡市都市景観形成基本計画との一本化)	

福岡市景観計画策定の経緯

令和6年	12月	福祉都市委員会報告(改定着手)
令和7年	2月3日	第22回都市景観審議会 (諮問・改定の方向性)
	3月	福祉都市委員会報告 (検討状況)
	5月19日	第23回都市景観審議会(骨子案)
	6月	福祉都市委員会報告(骨子案)
	8月18日	第24回都市景観審議会 (原案)
	9月	福祉都市委員会報告(原案)
	O月	パブリックコメント
		都市計画審議会 (意見の聴取)
	O月	第25回都市景観審議会(答申)
令和〇年	O月	福岡市都市景観条例改正
		改定景観計画及び福岡市都市景観条例告示
	0月0日	施行

福岡	市都市景観審議会委員 名簿	(敬称略)
	九州大学 教授	朝廣和夫
	九州大学 教授	黒瀬 武史
	九州大学 教授	坂井 猛
	九州大学 准教授	志賀 勉
学識経験者	九州大学 講師	土屋 潤
験者	北九州市立大学 准教授	福田裕美
	九州大学 教授	光藤 宏行
	九州大学 准教授	箕浦 永子
	弁護士	山□明日香
	九州産業大学 教授	山下 永子
	市議会議員	平畑 雅博
	市議会議員	鬼塚 昌宏
市議会議員	市議会議員	松野隆
云議員	市議会議員	近藤 里美
	市議会議員	藤野 哲司
	市議会議員	浜崎 太郎
住民	福岡テンジン大学 学長	岩永 真一
民 	NPO法人 FUKUOKAデザインリーグ 副理事長	中牟田 麻弥

福岡市景観計画

策定 〇年(令和〇年)〇月

編集 福岡市住宅都市みどり局 地域まちづくり推進部 都市景観室

福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL 092-711-4589 / FAX 092-733-5590

E-Mail toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

(届出相談用E-Mail keikan-todokede@city.fukuoka.lg.jp)